

南中野区民活動センター等施設整備基本計画について

平成23年12月に決定した「南中野区民活動センター等施設整備基本方針」に基づき平成24年11月に「南中野区民活動センター等施設整備基本計画」を策定した。

1 南中野区民活動センター等施設整備建物概要

①整備予定地

住居表示：中野区弥生町五丁目5番2号

敷地面積：1,822.68m²

②建築概要 地上3階

③延床面積 2,594m²

○南中野区民活動センター 1,478m²

○障害児支援施設 1,088m²

○機械室 28m²

④駐車場・駐輪場 駐車場5台・駐輪場56台

2 南中野区民活動センター等施設整備基本計画

別添のとおり

3 南中野区民活動センターの主な機能と施設内容

(1) 地域の課題解決の話し合いや趣味のサークル活動のためのスペース

①集会室 (洋室) 4室 (調理室兼用1室)

②集会室 (洋・和室) 1室

③集会室 (和室) 2室

④音楽室 2室

⑤多目的ホール (タウンホール) 1室

(2) 地域団体の連携強化や公益活動などを推進するために利用できるスペース

①地域活動交流スペース

②地域活動室

4 今後の予定

平成24年12月 基本設計・実施設計業務委託契約

平成25年1月 7日(月)
1月 8日(火)
1月12日(土) } 区民説明会

平成25年5月 基本設計完了

平成26年3月 実施設計完了

平成26年度 整備工事着工

平成27年度 整備工事竣工、開設

南中野区民活動センター一等施設整備(弥生町五丁目用地)基本計画

平成24年11月

1. 事業の背景・目的

(1) 事業の背景

1) 施設整備の位置づけ

新しい中野をつくる10か年計画（第2次）〔平成22年度（2010年度）～平成31年度（2019年度）〕では、第3ステップの段階で本用地を南中野区民活動センター、児童発達支援及び、障害のある中高生の放課後等の施設（以下、「障害児支援施設」という。）の整備に活用することとしている。

区民活動センターは、平成23年7月、地域の課題解決に向けた地域住民の自主的・主体的な取組みを促進させるため、地域自治の活動拠点として設置した施設である。本用地には、整備完了後、現在の南中野区民活動センター（南台三丁目）を移転開設する。

障害児支援施設は、特別な支援を必要とする子どもと家庭への支援を充実するため、地域や関係機関と連携しながら一人ひとりの子どもの特性に応じた支援を行う施設である。

また、この施設は区北部地区に設置されている区立療育センターアポロ園及び、障害のある中高生等の放課後を支援する機能を有する施設を、区の南部地区にも整備するものである。

2) 具体的な施設内容と機能

〔南中野区民活動センター〕

地域住民による地域自治の活動の拠点として、地域課題の解決に向けた地域住民の自主的かつ主体的な取組みを促進するため、地域活動室や集会室等の機能を備えた施設。

〔障害児支援施設〕

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく、障害児通所支援事業の実施や、発達に課題のある子どもとその家族等への支援を行う施設。

3) 施設整備のポイント

- ①障害児支援施設については、災害時などを考慮し、比較的容易に避難が可能である1階に配置すること、施設内の移動や見守りが行い易いよう、できるかぎり1フロアに集約する。
- ②施設の配置にあたっては、敷地に隣接する住居に対し、日影や夜間の照明等が極力、影響を及ぼさないように配慮する。
- ③必要なバリアフリー化を行い、子育て中の人や乳幼児、高齢者、障害のある人の利用に配慮する。
- ④空調設備や照明設備等の設置にあたっては、省エネルギー対策に努め、環境に配慮する。また、太陽光発電設備等の導入も検討する。

4) 外構整備のポイント

- ①障害者専用駐車スペースを確保するとともに、送迎用マイクロバスの運行に配慮したエントランスとする。

(2) 上位計画との関連

1) 新しい中野をつくる10か年計画（第2次）

中野区は、中野区基本構想で掲げる「中野のまちの将来像」を実現するため、平成17年度（2005年度）からはじまる「新しい中野をつくる10か年計画」を策定し、区政のあらゆる分野で、「区民にとっての価値は何か」という視点から、具体的な目標をたて、それを実現するための手段である様々な施策・事業を展開してきた。

現在の計画は、区民ニーズの変化などに対応しつつ持続可能な区政運営に向けて、平成22年度（2010年度）から10年間を見据えて改定されたものであり、区民生活に影響を与える大きな課題を中野のまちから解決していくため、「未来への扉をひらく4つの戦略」を定め、優先的に取組みを進めていくことを定めたものである。

「南中野区民活動センター」と「障害児支援施設」の整備については、この計画の中で示されている。

2) 中野区保健福祉総合推進計画2012

中野区は、「健康福祉都市なかの」の実現をめざして、平成16年3月「健康福祉都市」を宣言した。その実現のため、①健康で生き生きとした生活の継続（健康医療）②みんなで支えあうまちづくり（地域福祉）③住み慣れた地域での生活の継続（高齢福祉）④誰もが安心して暮らせるまちづくり（障害福祉）の4つの基本目標を掲げ、具体的な施策を実現していくこととしている。

「みんなで支えあうまちづくり」「住み慣れた地域での生活の継続」「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を実現するため、地域の支えあいネットワークづくりの拠点であるすこやか福祉センターと連携する地域の身近な施設として、区民活動センターやU18プラザ、児童館、高齢者会館を位置付けている。

また、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を実現するため、南部地域に「障害のある児童の施設」を新たに整備することを示している。

3) 中野区次世代育成支援行動計画（後期計画）

〔平成22年度（2010年度）から平成26年度（2014年度）〕

中野区次世代育成支援行動計画は、平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」（平成15年法律第120号）第8条第1項に基づき、総合的な少子化対策に取り組むことを目的として策定された。

現在の行動計画は、「中野区次世代育成支援行動計画（前期計画）」の評価を踏まえ、子育て・子育てを取り巻く環境の変化に的確に対応するため、新たな課題や区民ニーズを加味して、策定したものである。

この計画では、「子どもたちがのびのびと成長し、楽しく子育てができるまち」という基本理念を実現させるための取組の一つとして、「心身の発達に支援を必要とする子どもとその家族が、適時・適切な支援を受け、必要なサービスを選択できている」状況を実現するため、南部地域への障害児支援施設の整備を主要事業として掲げている。

4) 中野区都市計画マスタープラン

平成21年4月改定の「中野区都市計画マスタープラン」において、今回の計画地である弥生町五丁目が位置する「南部地域」は低層住宅や狭小な敷地が多く、全体的に高密度な土地利用となっている状況が示されている。

幹線道路としては、中野通り、本郷通り、方南通りがあり、今回の計画敷地が面する方南通りは、拡幅整備が進められており、施設の配置は拡幅にあわせることが求められている。

5) 中野区みどりの基本計画

平成21年8月改定の「中野区みどりの基本計画」において、南部地域は区内ではみどりの少ない地域であり、現存する社寺、学校、集合住宅、公園にある比較的まとまったみどりは今後とも保全して行く必要があることが示されている。

施設整備にあわせ新しいみどりを植栽し、親しみを感じられるような環境整備を行うことが重要である。

6) 中野区環境基本計画

中野区は平成13年（2001年）に「中野区環境基本計画」を策定し、地球温暖化防止戦略を進展させ、区民・事業者・区が共有する明確な目標に向かって取り組むこととした。

平成20年5月改定の「中野区環境基本計画」において、二酸化炭素の排出削減目標として平成29年（2017年）度に、区内から排出される二酸化炭素の排出量を平成16年（2004年）度の排出量と比較して約10%（約9万t-CO2）削減することをめざし、4つのプロジェクトを推進することが示されている。

「環境負荷の少ないエネルギーの効率的な利用が進んだまち」「みどり豊かで自然を活かす取り組みが進んだまち」とするために「太陽光発電・太陽熱利用」の利用促進や「みどりのカーテンづくり・屋上緑化」等の検討が必要となっている。

(3) 各施設の概要

1) 南中野区民活動センター

区民活動センターは、地域住民が主体的に地域の課題を解決する活動拠点で、地域ごとに組織された運営委員会によって運営されている。また、災害時には地域の防災拠点になる施設である。

主な機能と施設内容

(1) 地域の課題解決の話し合いや趣味のサークル活動のためのスペース

①集会室（洋室1）（洋室2）

洋室1は定員42人、洋室2は定員40人の独立した集会室として利用できる。

また、スライディングウォールの仕切りを開けることにより、2部屋を連続して利用する場合、定員82人の集会室として利用できる。

②集会室（洋室3(調理室)）

定員38人の集会室として利用できるほか、調理器具を整備することで調理活動にも利用できる。

③集会室（洋室4）

少人数のグループが利用しやすい定員16人の小規模な集会室

④集会室（洋・和室5）

定員16人の集会室として利用できる。

⑤集会室（和室1）（和室2）

それぞれ16畳の和室として、茶道や日本舞踊など和室を中心に活動するグループが利用できる。また、和室2は、一時保育室としても利用する。

⑥音楽室1・音楽室2

コーラス、演劇や楽器演奏などの活動に利用できるように防音設備を整える。特に音楽室1は、楽器演奏もできるよう十分な防音設備を整える。

⑦多目的ホール(タウンホール)

軽運動や発表会に利用できる定員150人規模の多目的ホール。発表会等で利用できるように収納型の舞台を整備する。

(2) 地域団体の連携強化や公益活動などを推進するために利用できるスペース

①地域活動交流スペース

地域団体が情報交換や団体間交流ができるスペースとして整備する。

②地域活動室

区民活動センター運営委員会や町会・自治会等の公共・公益活動団体が、地域の課題や情報の交換、打合せなどの活動に利用できる。

(3) 事務スペース

①運営委員会の事務室

区民活動センター運営委員会の事務局スタッフが従事するための事務室。

②集会室貸出等の受付窓口

集会室貸出などの業務を行う事業者が従事するための事務室。

③区職員の事務室

区民活動センターの区職員が従事するための事務室。

2) 障害児支援施設

障害児支援施設は、発達に支援を必要とする子どもとその家族が、適時・適切な支援を受け、必要なサービスを選択できる施設である。

主な機能と施設内容

(1) 児童発達支援事業〔根拠：児童福祉法〕

①集団指導室 ②療育指導室

障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを実施する事業。

(2) 放課後等デイサービス〔根拠：児童福祉法〕

①生活室 ②活動室

学校通学中の障害のある子どもに対し、放課後及び夏休み等の長期休業期間中に、生活能力向上のために必要な訓練等を実施する事業。

(3) 保育園等在籍園児の訓練・相談等

①個別指導室

保育園・幼稚園に通いながら、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを実施する事業。

(4) 一時保護事業

①一時保護室

保護者の休養、緊急の用事等により子どもの世話ができない場合に日中一時的に子どもを預かる事業。

(5) おもちゃ図書室

①おもちゃ図書室

布の絵本や木のおもちゃ等、子どもの発達段階にあったおもちゃの展示、貸出をおこなう事業。

2. 計画と条件の整理

(1) 敷地条件

1) 敷地の諸条件

①位置

計画地は東京メトロ丸ノ内線「中野富士見町」駅より南に徒歩約10分の場所に位置し、南側は「方南通り」に、他の三方は住宅地に面した敷地となっている。

②現況、地形

計画地は東西約40m、南北約60mと南北に長い不整形な形状となっており、南側が方南通りに接道している。

敷地内は概ね平坦であるが、前面道路の方南通りより50~60cm程度高くなっており、アプローチを計画する上で、この高低差を解消するか、全体的なスロープ（傾斜）を検討する必要がある。

③周辺土地利用

敷地周辺の方南通りから30mまでは近隣商業地域であるため、事務所ビル、マンション等が建っている。また、30mを超えた部分は第一種低層住居専用地域となっているため、低層の戸建住宅、共同住宅が多く建っている。

④接道状況

敷地の南側は方南通りに面しており、この道路は都市計画道路として幅員が拡幅される予定となっている。北東側には位置指定道路（幅員4.0m）が接している。

⑤敷地へのアクセス

敷地への公共交通手段としては、東京メトロ丸の内線「中野富士見町」駅より、徒歩約10分また、JR中野駅及び新宿駅などを基点とする路線バス（京王バス）が運行している。

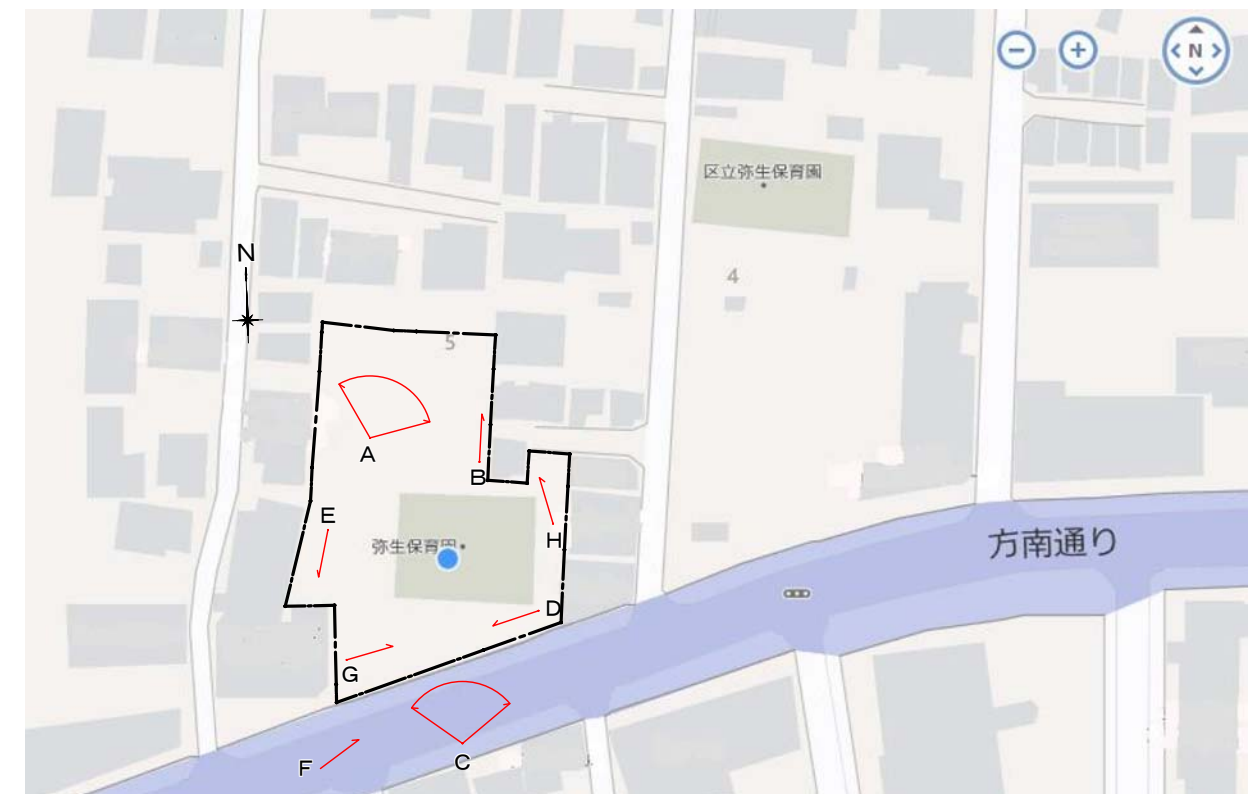


(2) 計画地の現況写真



A：北側隣地状況【1、2階建ての戸建て住宅、集合住宅】

B：東側隣地境界



C：方南通り越しに南側を見る【弥生保育園分園なでしこ】



D：敷地前面西側



E：敷地内より南側



F：方南通り



G：敷地南側



H：北東側隣地

(3) 計画地の航空写真



3. 建築計画

(1) 配置計画

①用途地域

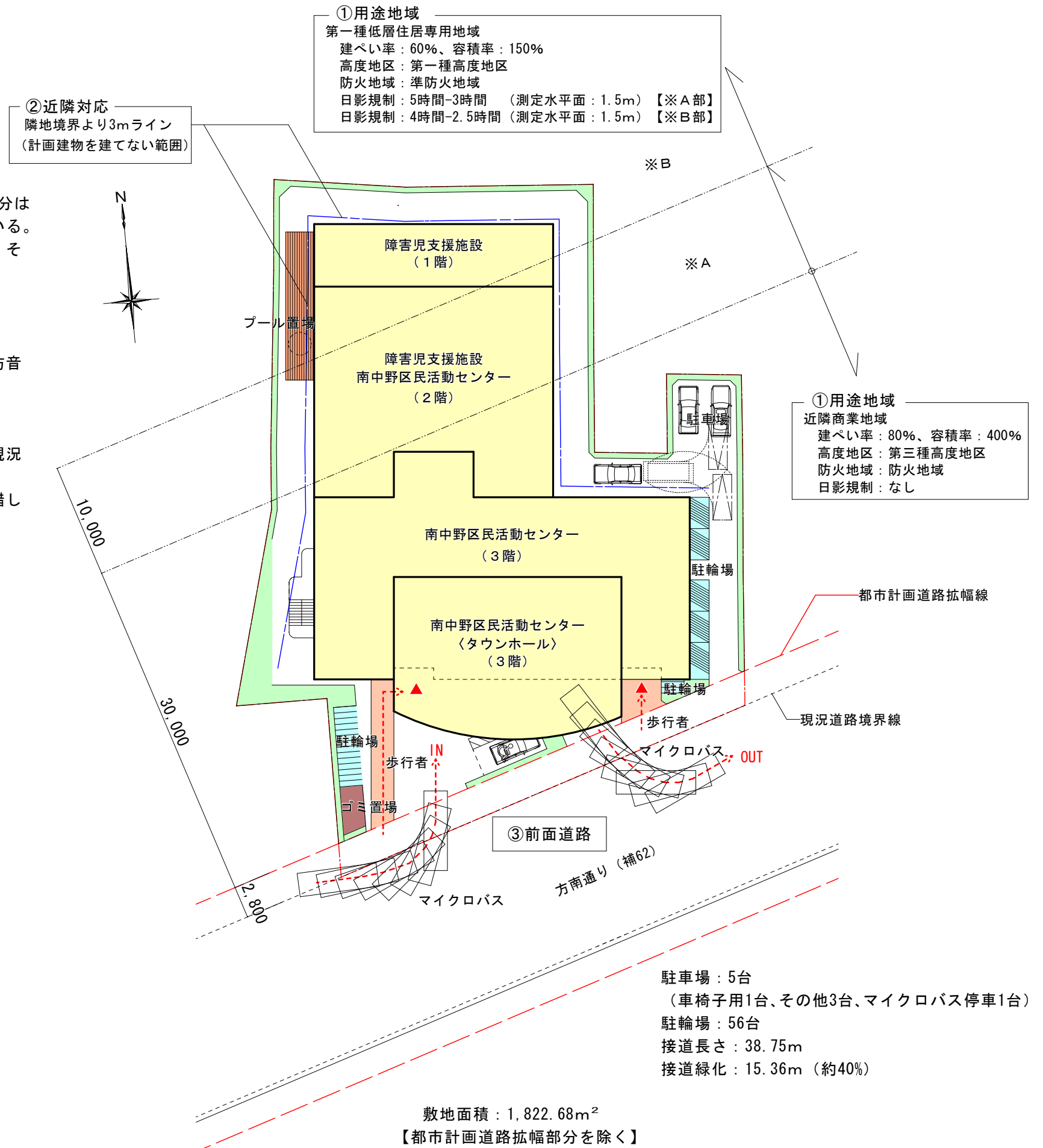
都市計画道路の拡幅が策定されており、その道路境界より30mまでの部分は近隣商業地域、そこから先については第一種低層住居専用地域となっている。
第一種低層住居専用地域においても日影規制が異なる部分があるので、その内容について法規に沿った計画を行う必要がある。

②近隣対応

近隣に配慮して、敷地境界線から3m程度の部分には建物を設けない。
音楽室、タウンホール等の大きな音が発生する施設の配置について、防音対策を十分検討して計画する必要がある。

③前面道路

敷地内側に都市計画道路の拡幅部分約2.8mがセットバックするため、現況の敷地よりその分狭くなる。
車両（普通車、送迎用マイクロバス等）と歩行者の動線について、交錯しないように十分注意して計画する必要がある。



(2) 各室面積など

南中野区民活動センター		
(1) 区民が利用する集会室		
室名	各室面積	機能・用途等
集会室(洋室1) 定員42人	69㎡	スライディングウォールで仕切り、それぞれ独立した集会室として利用できる。また、スライディングウォールの仕切りを開けることにより、2部屋を連続して利用する場合、定員82人の集会室として利用できる。
集会室(洋室2) 定員40人	64㎡	
集会室(洋室3(調理室)) 定員38人	49㎡	集会室として利用できるほか、調理器具を整備することで調理活動にも利用できる。
集会室(洋室4) 定員16人	28㎡	少人数のグループが利用しやすい小規模な集会室。
集会室(洋・和室5) 定員16人	28㎡	洋・和室の集会室。
集会室(和室1) 定員15人	25㎡	それぞれ16畳の和室として、茶道や日本舞踊など和室を中心に活動するグループが利用できる。また、和室2は、一時保育室としても利用する。
集会室(和室2) 定員15人	25㎡	
音楽室1 定員26人	54㎡	コーラス、演劇や楽器演奏などの活動に利用できるように、防音設備を整える。特に音楽室1は、楽器演奏もできるように十分な防音設備を整える。(音楽室1の面積は、倉庫等の面積を含む)
音楽室2 定員26人	42㎡	
多目的室(タウンホール) 定員150人	267㎡	軽運動や発表会に利用できる多目的ホール。発表会等で利用できるように収納型の舞台を整備。
多目的室(タウンホール) 更衣室	47㎡	タウンホール利用者が着替えなどをするための更衣室。〔男子22㎡・女子25㎡〕
倉庫5・7(3階)	45㎡	タウンホール用倉庫。隣接の倉庫5は、卓球台など重量物を収納。倉庫7は、机やいすなど運搬が容易な物品を収納。
給湯室(2階)	5㎡	集会室など区民活動センター利用者用の給湯室。
計	748㎡	

(2) 地域活動室等

室名	各室面積	機能・用途等
地域活動室	54㎡	区民活動センター運営委員会や町会・自治会等の公共・公益活動団体が、地域の課題や情報の交換、打ち合わせなどの活動のために利用できる。
地域活動交流スペース	37㎡	地域団体が情報交換や団体交流ができるスペース。
印刷室	8㎡	区民貸出用の印刷機を配置し、会議、打合せ資料やチラシの印刷に利用できる。
倉庫3(2階)	18㎡	区民活動センター運営委員会用の倉庫。公共・公益活動団体の活動に必要な用品を保管。
計	117㎡	

(3) 事務スペース等

室名	各室面積	機能・用途等
事務室1	23㎡	区民活動センターの区職員が従事するための事務室。
事務室2	35㎡	区民活動センター運営委員会の事務局スタッフが従事するための事務室。
事務室3	25㎡	集会室貸出などの業務を行う事業者が従事するための事務室。
給湯室・更衣室等	31㎡	区職員、運営委員会事務局スタッフ、集会室受付事業者用の給湯室、更衣室、休憩室。
管理人室	10㎡	区民活動センターの夜間、土曜日、日曜日や休日の管理人が従事するための管理人室。
防災倉庫(1階)	7㎡	防災用品を保管するための倉庫。外部からの搬出入口を設ける。
倉庫1・2・4(2階)	25㎡	区の保存文書や貸し出し用物品などを保管。
倉庫8(3階)	12㎡	清掃業務に必要な用品を保管。
トイレ・誰でもトイレ	64㎡	区民活動センターの各フロアに誰でもトイレを含めて整備。
廊下、階段など	381㎡	
計	613㎡	

区民活動センター床面積計	1,478㎡
--------------	--------

障害児支援施設

(1) 訓練・指導室等

室名【想定利用人数】	各室面積	用途等
集団指導室1【1日12組】	76㎡	【児童発達支援事業】 0歳～2歳までの児童の通園で使用。
集団指導室2【1日6～9組】	46㎡	【児童発達支援事業】 3歳～5歳までの児童の通園で使用。
療育指導室1【1日4～5組】	92㎡	【児童発達支援事業等】 理学療法・作業療法などで使用。
療育指導室2【1日4～5組】	20㎡	【児童発達支援事業等】 聴覚言語訓練・個人面談などに使用。
生活室【56人】	98㎡	【放課後等ディサービス】小学生から高校生の放課後等通園で使用。
活動室	56㎡	【放課後等ディサービス】創作活動、勉強、指導などを実施する部屋。
医務室	12㎡	利用児の検診など。
個別指導室1	19㎡	個別・小グループでの訓練で使用。
個別指導室2	12㎡	個別訓練で使用。
個別指導室3	12㎡	
指導室及び観察室	30㎡	個別訓練及び相談で使用。
一時保護室1	17㎡	乳幼児・小学生低学年用の一時保護専用室。
一時保護室2	25㎡	小学生・中・高校生用の一時保護専用室。
おもちゃ図書室	24㎡	布の絵本や木のおもちゃ等、子どもの発達段階にあったおもちゃの展示・貸出を行う。
給湯室配膳コーナー	9㎡	個別訓練・事業用。
計	548㎡	

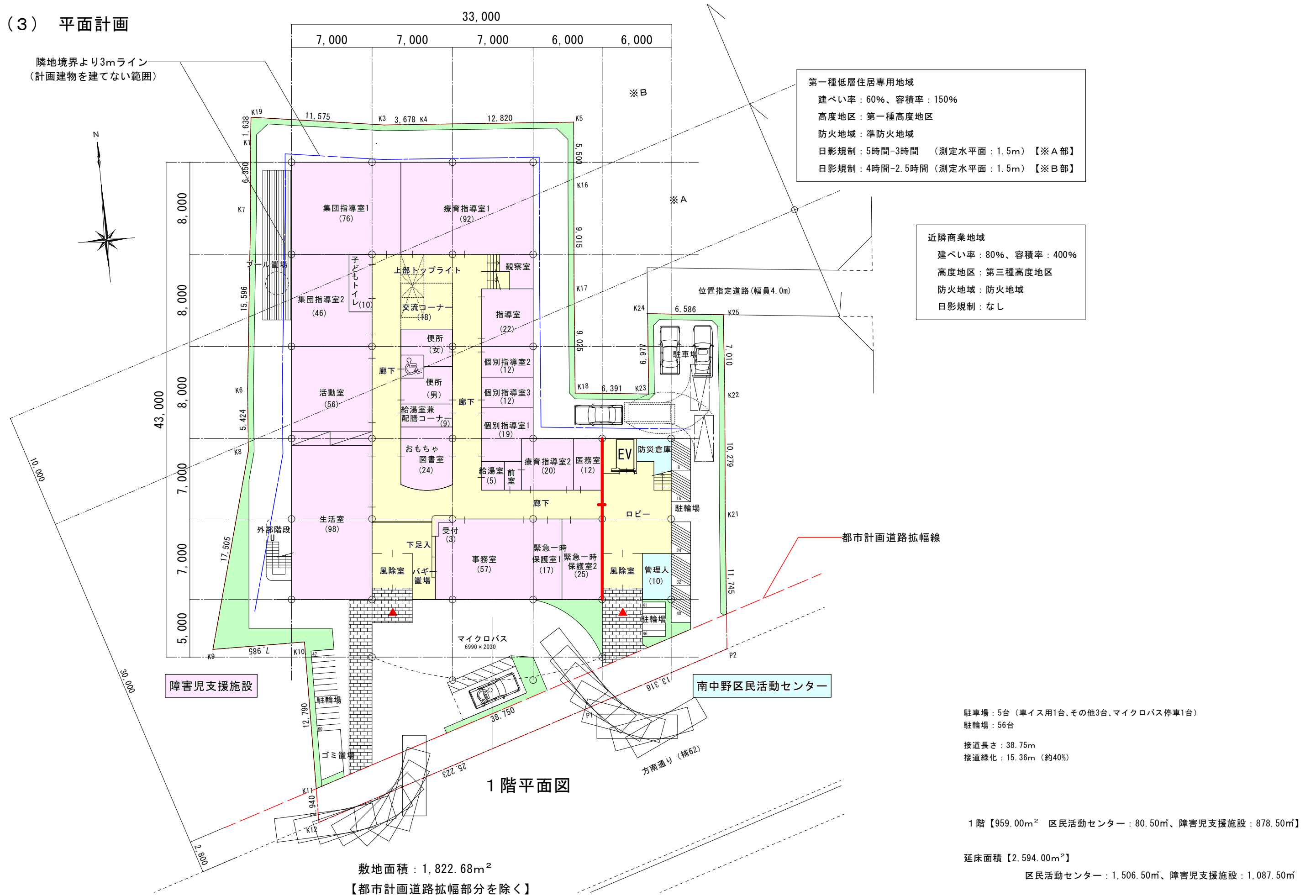
(2) 事務スペース等

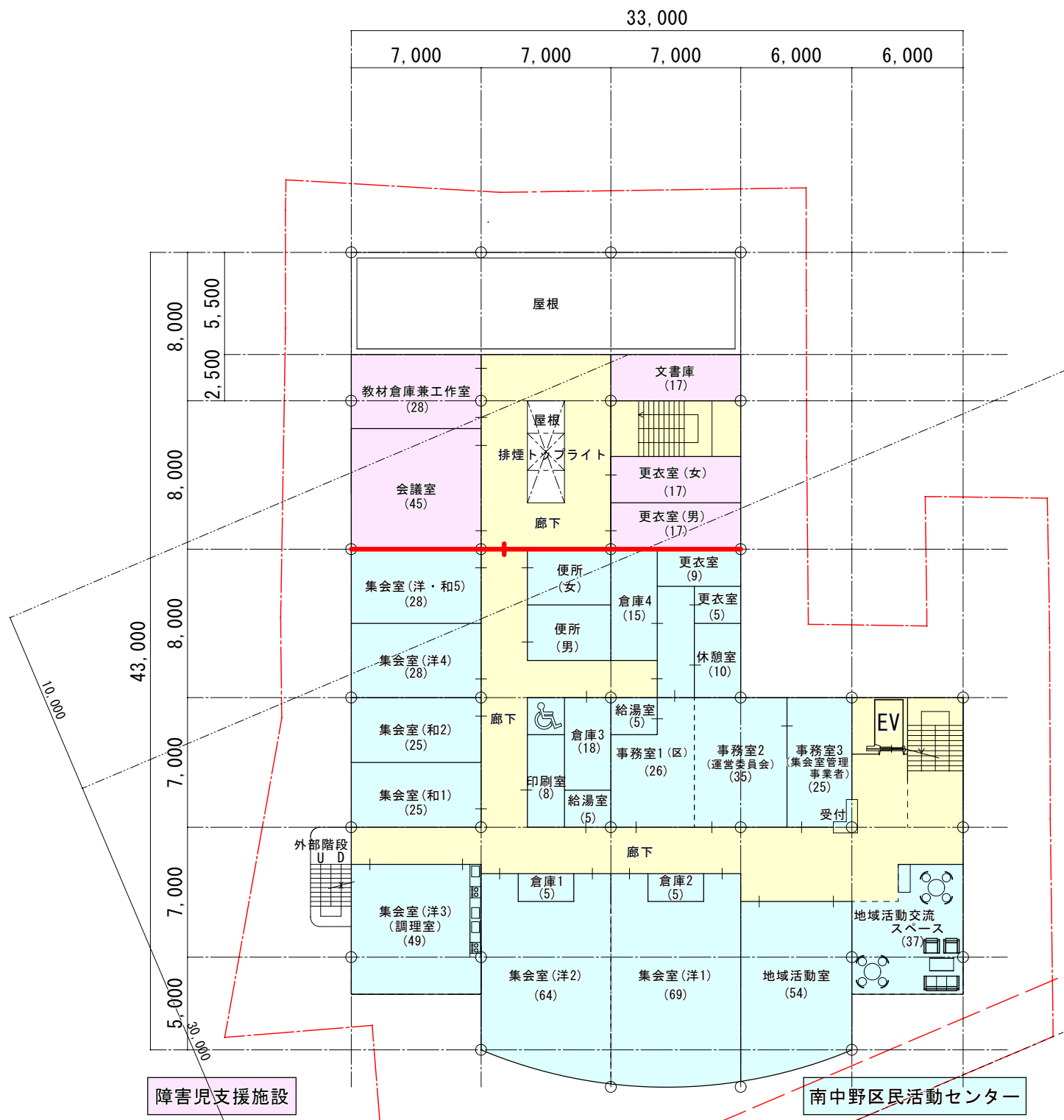
室名	各室面積	用途等
受付	3㎡	受付横にバギー置き場を整備。
職員事務室	57㎡	障害児支援施設の職員が従事するための事務室。
職員更衣室	34㎡	障害児支援施設の職員用の更衣室。
教材倉庫兼工作室	28㎡	訓練に使用する教材の保管、製作を行う部屋。
会議室	45㎡	職員の会議スペース。
文書庫	17㎡	施設の文書を保存する保管庫。
交流コーナー	20㎡	保護者の交流、児童指導中の待機コーナー。
トイレ・誰でもトイレ	40㎡	子ども用、誰でもトイレを含めて整備。
廊下、階段など	296㎡	
計	540㎡	

障害児支援施設床面積	1,088㎡
------------	--------

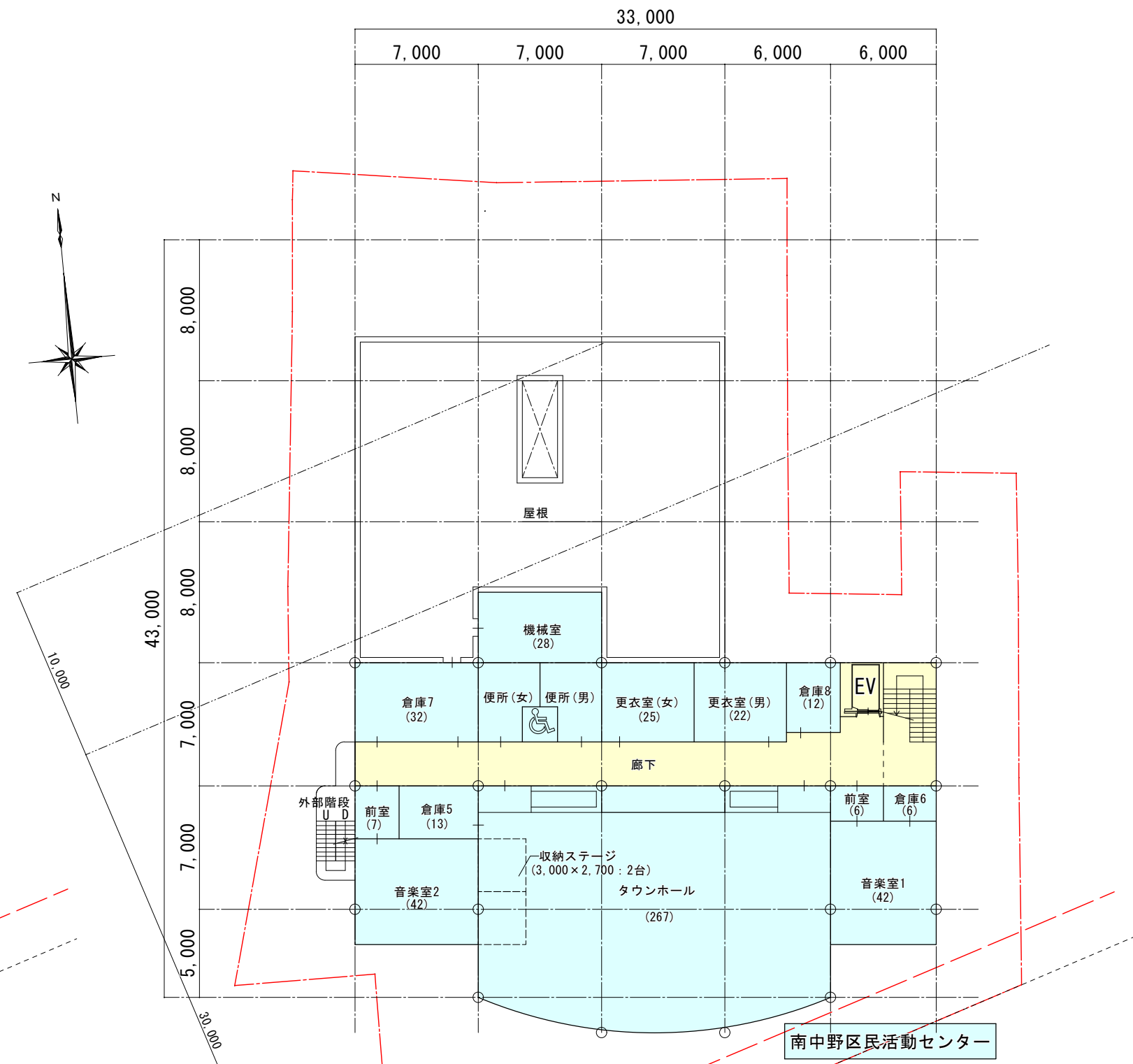
機械室	28㎡
総床面積	2,594㎡

(3) 平面計画





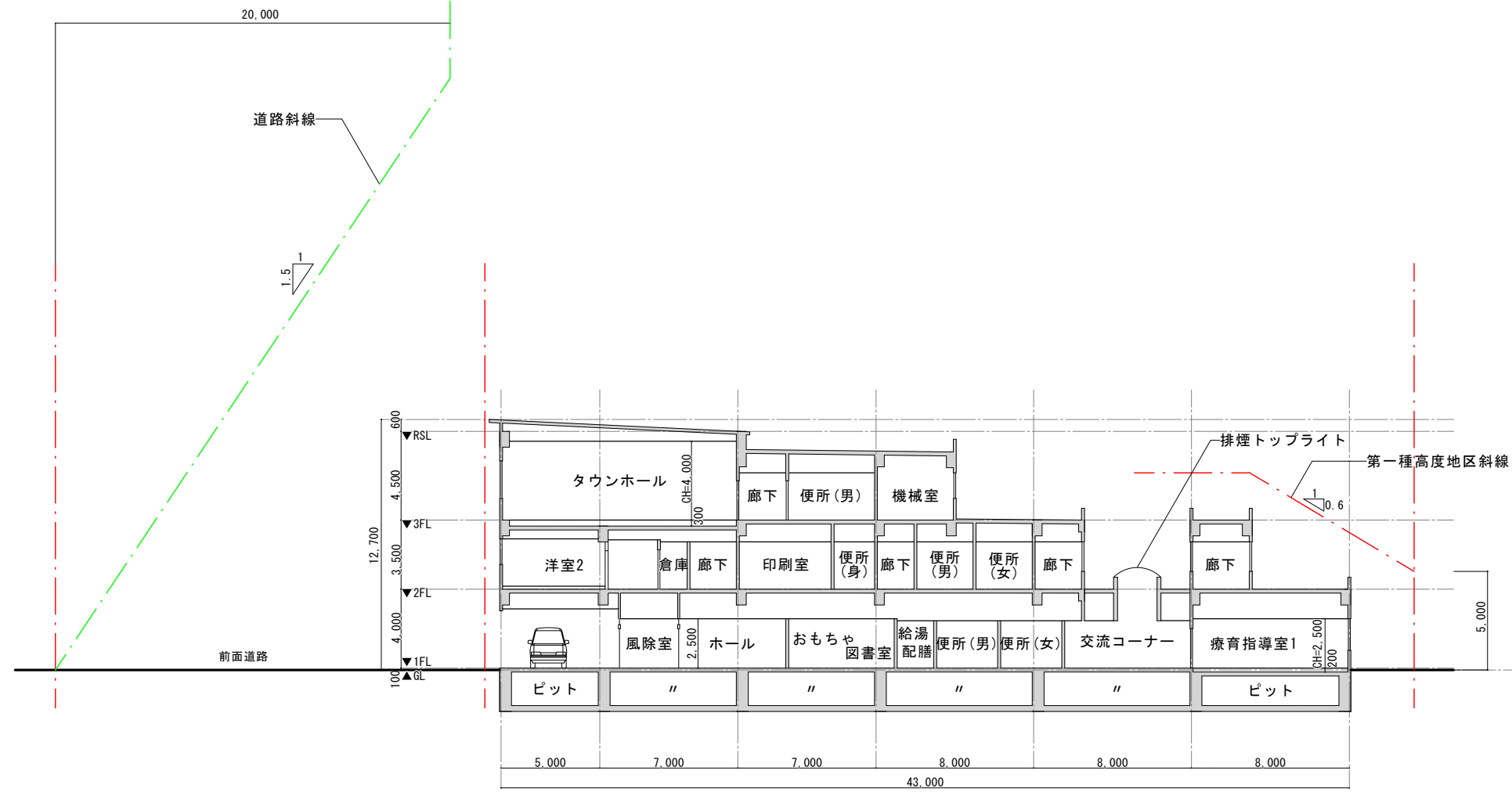
2階平面図



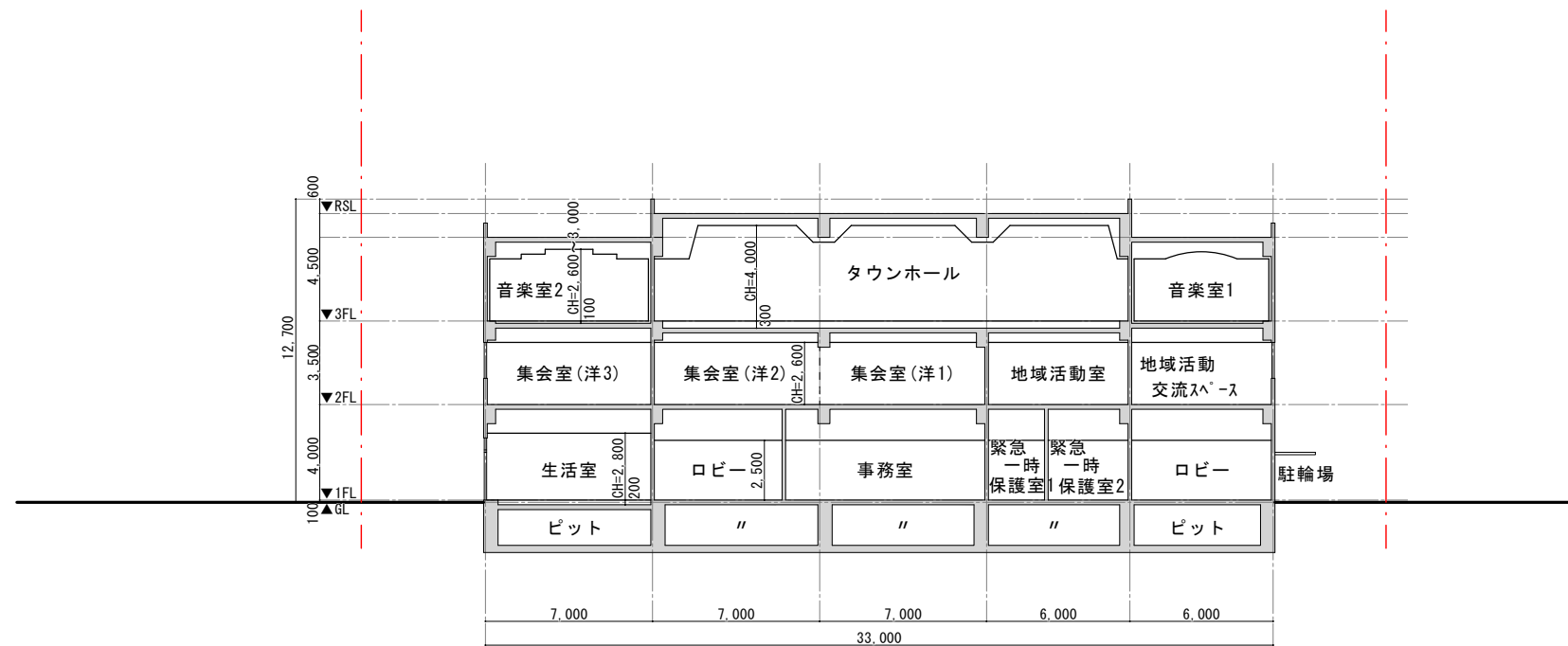
3階平面図

2階【992.00m² 区民活動センター：783.00m²、障害児支援施設：209.00m²】
 3階【643.00m² 区民活動センター：643.00m²】

(4) 断面計画



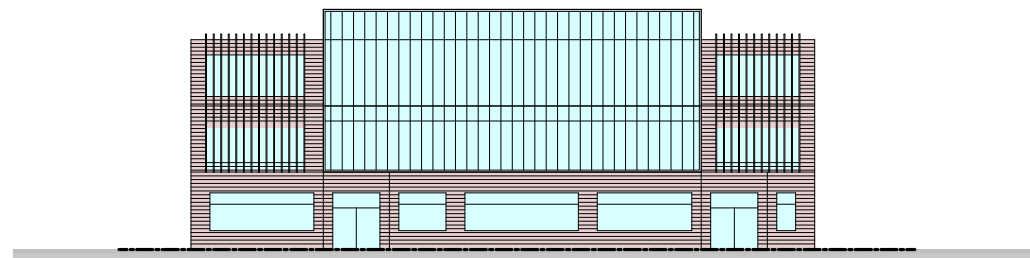
南-北断面図



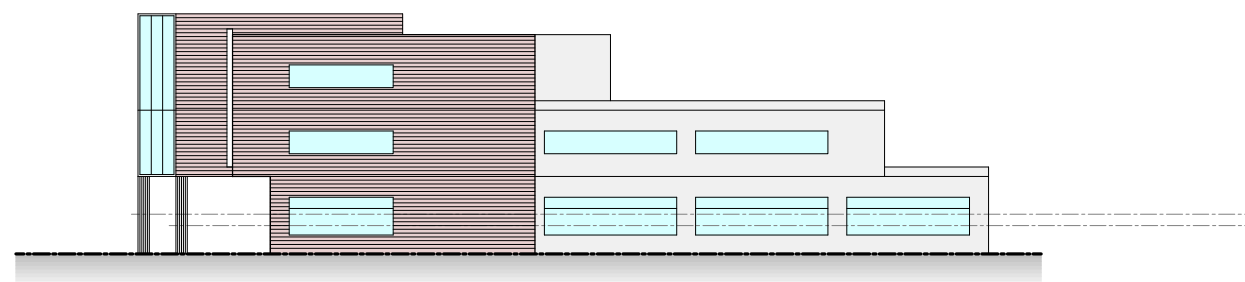
東-西断面図

(5) 立面計画

立面図



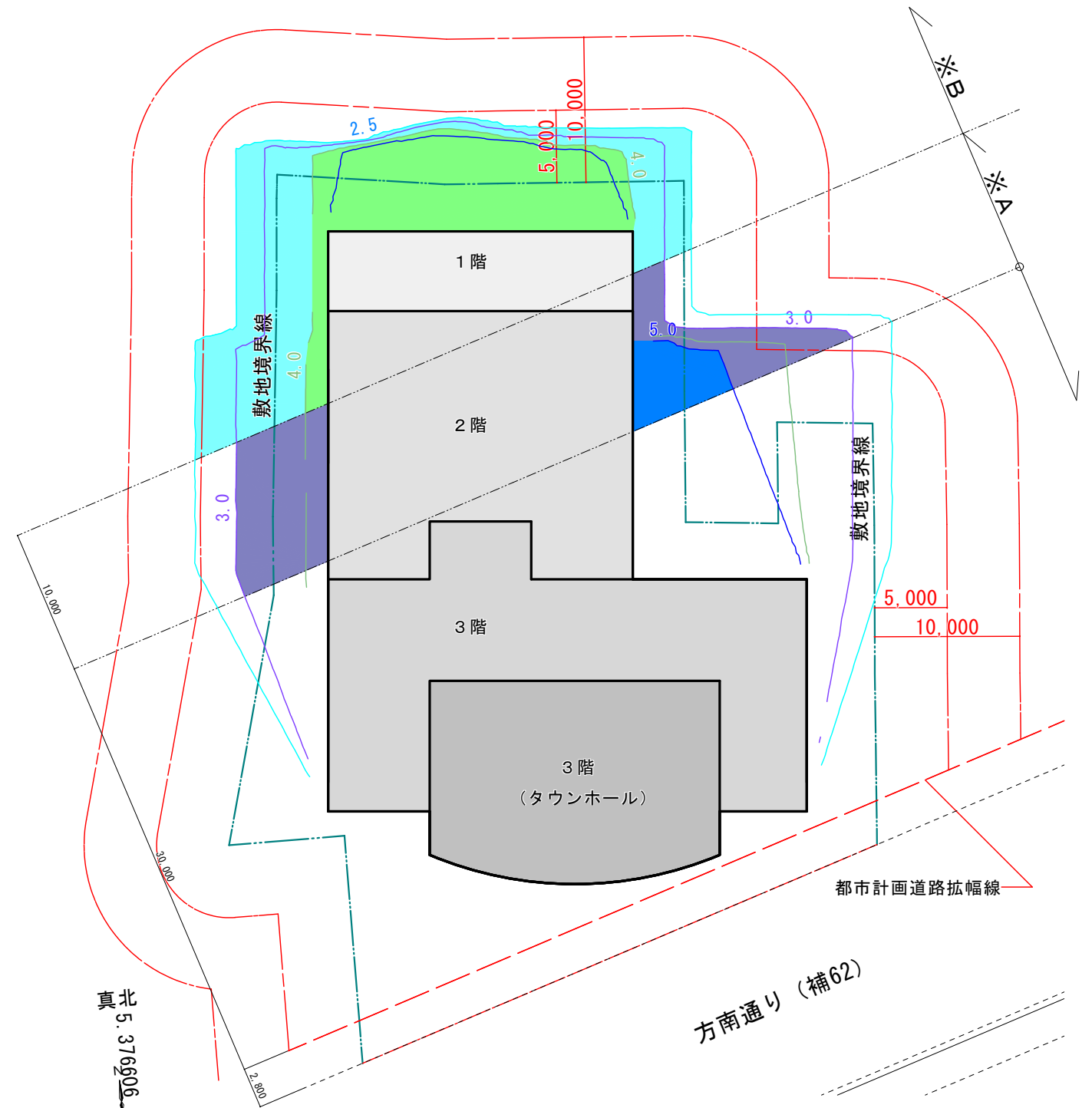
南側立面図



東側立面図

(6) 等時間日影図

第一種低層住居専用地域
 建ぺい率：60%、容積率：150%
 高度地区：第一種高度地区
 防火地域：準防火地域
 日影規制：5時間-3時間（測定水平面：1.5m）【※A部】
 日影規制：4時間-2.5時間（測定水平面：1.5m）【※B部】



近隣商業地域
 建ぺい率：80%、容積率：400%
 高度地区：第三種高度地区
 防火地域：防火地域
 日影規制：なし